

マンションの建替え等の円滑化に関する法律及び建築基準法施行令の一部改正に伴う中央区事務手数料条例の規定整備について

☞ マンションの建替え等の円滑化に関する法律の題名の改正を含む一部改正（令和8年4月1日施行）及び建築基準法施行令の一部改正（令和7年11月1日施行）に伴い、これらの法律及び政令を引用する条例の条項に条ずれ等が生じるため、規定整備を行う。

1 内容

- (1) 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第47号。以下「改正法」という。）が施行されることにより、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）について題名の改正を含む一部改正がされることに伴い、これを引用する条例の条項に条ずれ等が生じるため、規定の整備を行う。
- (2) 建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第310号。以下「改正政令」という。）が施行されることにより、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）が一部改正されることに伴い、これを引用する条例に項ずれが生じるため、規定の整備を行う。

中央区事務手数料条例（昭和33年3月中央区条例第8号）

別表 四 都市整備手数料

	(1) 改正後	(2) 現 行	(1) 改正後	(2) 条項	(1) 現 行
部	マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）	マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の部	1 第137条の12第11項の規定に基づく既存建築物の敷地と道路との関係の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	1 第137条の12第6項の規定に基づく既存建築物の敷地と道路との関係の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査
項	第163条の59第1項の規定に基づく建築物の容積率等に関する特例の許可の申請に対する審査	第105条第1項の規定に基づく建築物の容積率等に関する特例の許可の申請に対する審査		2 第137条の12第12項の規定に基づく既存建築物の道路内の建築制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	2 第137条の12第7項の規定に基づく既存建築物の道路内の建築制限の緩和に係る認定の申請に対する審査

2 施行予定日

- (1) 令和8年4月1日（改正法の施行日）
(2) 公布の日（改正政令の施行日は、令和7年11月1日であり、その後の一部改正条例の公布日が施行日となる。）